

6 参考資料

(1) 環境生活施策の推進に係る条例一覧

条例の名称	制定の趣旨	施行年月日 (最終改正)	所管課
北海道環境基本条例	環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに道、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	H8. 10. 14 (H21. 3. 31)	環境政策課
北海道環境影響評価条例	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境影響評価が適切かつ円滑に行われることにより、その事業に係る良好な環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に資する。	H11. 6. 12 (H28. 5. 1)	環境政策課
北海道自然環境等保全条例	道自然環境保全地域、環境緑地保護地区、記念保護樹木等を指定するほか、特定の開発行為を規制し、もって道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	S49. 4. 1 (R6. 4. 1)	環境政策課 自然環境課
北海道公害防止条例	既に発生している公害を除去し、及び公害を未然に防止するための道の施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もって道民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。	S61. 1. 12 (H21. 3. 31)	循環型社会 推進課
北海道公害紛争処理条例	公害紛争処理法に基づき、公害に係る紛争の処理に関し必要な事項を定める。	S45. 11. 1 (R2. 4. 1)	循環型社会 推進課
北海道スパイクタイヤ対策条例	将来にわたってスパイクタイヤを装着した自動車の運行によって舗装路面等が損耗されることに伴う粉じん等の発生が道民生活に影響を与えることのないよう、スパイクタイヤの使用によらない自動車交通を達成するため、道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、スパイクタイヤの使用の規制その他の措置を講ずることにより、道民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。	H1. 10. 23 (H21. 12. 15)	循環型社会 推進課
北海道循環型社会形成の推進に関する条例	循環型社会の形成に関し、道等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項及び産業廃棄物の処理に関する規制その他必要な事項を定めることにより、循環型社会の形成及び生活環境の保全を図り、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	H20. 10. 14 (H31. 3. 15)	循環型社会 推進課
北海道循環資源利用促進税条例	産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、循環資源利用促進税を課する。	H18. 10. 1 (R4. 1. 1)	総務部 財政局 税務課
北海道循環資源利用促進税基金条例	循環資源利用促進税を積み立て、産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用に充てるための基金として、北海道循環資源利用促進税基金を設置する。	H18. 10. 1	循環型社会 推進課
北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例	道民、事業者、土地占有者等、市町村及び道が一体となって空き缶等の散乱を防止することにより、本道的美観の保持及び資源の循環的な利用を推進するとともに、公共の場所における喫煙を制限し、もって快適な生活環境の確保に寄与する。	H15. 12. 1 (H21. 3. 31)	循環型社会 推進課
北海道立自然公園条例	道立自然公園のすぐれた自然の保護と適正な利用の推進を図る。	S33. 4. 1 (R4. 4. 1一部施行) (R4. 7. 1全部施行)	自然環境課
北海道知床世界自然遺産条例	知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関し、基本理念を定め、道の責務や関係団体、道民、事業者等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、関連する施策を総合的かつ計画的に推進し、知床世界自然遺産の将来の世代への継承を図ることを目的とする。	H28. 4. 1	自然環境課

条例の名称	制定の趣旨	施行年月日 (最終改正)	所管課
北海道生物の多様性の保全等に関する条例	生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、基本原則を定め、並びに道、事業者、道民等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項、生物の多様性に関する事業及び規制その他必要な事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人と自然とが共生する豊かな環境の実現を図り、現在及び将来の世代の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	H25. 4. 1一部施行 (H25. 7. 1全部施行) (H27. 5. 29)	自然環境課
北海道動物の愛護及び管理に関する条例	近年、ペットに関する迷惑行為や飼養の中途放棄、野生化による生態系のかく乱などの問題が発生していることから、動物愛護精神の高揚と動物の適正な飼養の推進を図る。	H13. 10. 1 (R6. 4. 1)	自然環境課
北海道エゾシカ対策推進条例	エゾシカ対策に関し、基本理念を定め、並びに道の責務及び道民等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項、生物の多様性に影響を与える鉛弾の所持に関する規制その他必要な事項を定めることにより、エゾシカ対策を総合的かつ計画的に推進し、もって人とエゾシカとの適切な関係を築き、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	H26. 4. 1一部施行 (H26. 10. 1全部施行) (H27. 5. 29)	野生動物対策課
北海道交通安全基本条例	本道の交通事故死者数は大変厳しい状況が続いており、人命の尊重を基本として、道民一人ひとりがそれぞれの責務を自主的かつ積極的に果たしていくことにより、交通事故に対する不安のない安全な生活を確保する。	H11. 1. 1 (H21. 3. 31)	道民生活課
北海道飲酒運転の根絶に関する条例	飲酒運転を伴う死亡事故が後を絶たないことから、飲酒運転根絶に関する施策を総合的に推進することにより、道民一人ひとりが「しない、させない、許さない」という規範意識を持って飲酒運転を防止するとともに、事業者、家庭、学校、地域住民、行政等が連携協力し、飲酒運転のない、安全で安心な社会を実現する。	H27. 12. 1	道民生活課
北海道暴走族の根絶等に関する条例	暴走族の根絶及び暴走行為の防止について、道、道民、保護者等の責務を明らかにするとともに、危険な運転等を規制することにより、暴走族の根絶等に関する施策の総合的な推進を図り、もって道民生活の安全と平穏を確保する。	H15. 8. 8一部施行 (H15. 11. 1全部施行) (H21. 3. 31)	道民生活課
北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例	道民一人ひとりがしっかりと防犯意識を持ち、行政機関、事業者及び関係団体と協働し、基本的人権を侵害しないよう配慮しながら、犯罪の防止のための自主的な活動に取り組むとともに、地域の生活環境を犯罪が発生しにくいものへと改善していくことが重要である。この北海道が、道民にとっても、この地を訪れる人にとっても、犯罪のない安全で安心な地域となるようたゆまぬ努力を傾けることを決意し、道民の総意としてこの条例を制定する。	H17. 4. 1 (H21. 3. 31)	道民生活課
北海道暴力団の排除の推進に関する条例	北海道における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、及び道、道民、事業者等の責務を明らかにするとともに、道及び事業者が講ずべき措置、暴力団事務所に関する措置その他必要な事項を定めることにより、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の法令と相まって暴力団の排除を推進し、もって道民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。	H23. 4. 1 (R5. 4. 1)	道民生活課 道警捜査第四課
北海道犯罪被害者等支援条例	犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに道、道民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる道民生活の実現に寄与することを目的とする。	H30. 4. 1	道民生活課
北海道市民活動促進条例	市民活動の取組は、地域の活性化に大きな役割が期待されていることから、市民活動の一層の促進を図り、地域に暮らす一人ひとりの取組によって支えられる多様で豊かな地域社会からなる自律した北海道をめざす。	H13. 3. 30 (H21. 3. 31)	道民生活課
北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例	個人道民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を指定するための基準や手続等を定めた条例に基づき、基準を満たすNPO法人を条例指定することにより、NPO法人への寄附の促進を図る。	H25. 12. 20 (R5. 12. 27)	道民生活課
北海道男女平等参画推進条例	男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は緊要な課題であることから、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女平等参画社会を実現する。	H13. 4. 1 (H21. 3. 31)	道民生活課
北海道みんなの日条例	北海道のこれまでの歴史や風土、文化について理解と関心を深め、北海道の価値を改めて認識し、道民であることを誇りに思う心を育むことにより、道民が一体となってより豊かな北海道を築いていくことを期すとともに、道外において、北海道の価値が広く認識される契機とするため、7月17日を「北海道みんなの日(愛称:道みんなの日)」とする。	H29. 3. 31	道民生活課
北海道消費生活条例	道民の消費生活に関し、道、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者及び消費者団体の役割を明らかにするとともに、必要な施策を実施し、道民の消費生活の安定及び向上を図る。	H12. 4. 1 (H28. 4. 1)	消費者安全課

条例の名称	制定の趣旨	施行年月日 (最終改正)	所管課
北海道文化振興条例	北海道の鮮やかな四季と雄大な自然の下で、先人たちの遺（のこ）した文化を大切に守り育て、新しい地域文化を創造するとともに、これらの文化の恵沢をすべての人が享受することのできる生活文化圏をここ北海道の地に築いていくことを目指す。	H6. 6. 1 (R2. 3. 31)	文化振興課
北海道立総合博物館条例	北海道の歴史、文化、自然等に関する資料を総合的に収集し、保管し、展示し、並びにこれらに関する調査研究及びその成果の普及を行うことにより、道民の教養の向上及び文化の発展に寄与するため、北海道立総合博物館を設置する。	H27. 4. 1 (R2. 4. 1)	文化振興課
北海道スポーツ推進条例	スポーツの推進に関し、基本理念を定め、及び道の責務等を明らかにするとともに、道のスポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の心身の健康の保持増進を図り、併せて地域の特性を生かした魅力ある持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。	R4. 3. 31	スポーツ 振興課
北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例	道内に居住するアイヌの子弟で大学教育を受ける能力をもちながら、経済的理由により当該教育を受けることが困難な者に対し、その修学に必要な資金及び入学に際し必要な資金を貸付し、アイヌの子弟の教育の振興に資することを目的とする。	S57. 10. 1 (R2. 4. 1)	アイヌ 政策課
北海道立アイヌ総合センター条例	北海道立アイヌ総合センターを設置し、アイヌ民族の歴史に対する認識を深めるとともに、アイヌ文化の伝承及び保存の促進等を図る。	H3. 11. 14 (H18. 4. 1)	アイヌ 政策課

(2) 環境生活施策の推進に係る個別計画一覧

計画の名称	策定年月 (一部改正)	計画期間 (年度)	所管課
北海道環境基本計画 [第3次計画]	R3.3	R3年度から 概ね10年	環境政策課
北海道水道行政推進要綱	H11.5 (R3.4)	—	環境政策課
北海道水道ビジョン	H23.3	H23～R12	環境政策課
水道整備基本構想 (北海道水道ビジョン 地域編)	H25.3	H25～R12	環境政策課
北海道水道広域連携推進プラン	R5.3	—	環境政策課
北海道環境教育等行動計画	H26.3	概ね10年間	環境政策課
北海道環境の村基本計画	H15.4 (H26.3)	—	環境政策課
北海道の化学物質問題に関する取組方針	H20.3	—	循環型社会推進課
北海道湖沼環境保全基本指針	H元.10	—	循環型社会推進課
北海道の水道水源保全に関する基本方針	H10.3	—	循環型社会推進課
北海道循環型社会形成推進基本計画 (第2次)	R2.3	概ね10年間	循環型社会推進課
北海道廃棄物処理計画 (第5次)	R2.3	R2～R6	循環型社会推進課
北海道分別収集促進計画 (第10期)	R4.10	R5～R9	循環型社会推進課
エコランド北海道21プラン	H12.6	—	循環型社会推進課
北海道海岸漂着物対策推進計画 (第3次)	R3.3	R3～R7	循環型社会推進課
北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	H15.8 (H29.3)	H15～R8	循環型社会推進課
知床世界自然遺産地域管理計画	H21.12	—	自然環境課
第4期知床世界自然遺産地域多利用型統合的の海域管理計画	R5.3	R5～R9	自然環境課
北海道湿原保全マスタープラン	H6.6	—	自然環境課
北海道生物多様性保全計画	H22.7 (H27.9)	概ね10年	自然環境課
北海道希少野生動植物種保護基本方針	H26.1	—	自然環境課
北海道外来種対策基本方針	H26.3	—	自然環境課
北海道セイヨウオオマルハナバチ防除実施計画	H19.5 (R3.3)	R3～R12	自然環境課
北海道動物愛護管理推進計画 (第2次)	H30.3	概ね10年間	自然環境課
第13次北海道鳥獣保護管理事業計画	R4.3	R4～R8	野生動物対策課
北海道ヒグマ管理計画 (第2期)	R4.3	R4～R8	野生動物対策課
北海道アザラシ管理計画 (第3期)	R4.3	R4～R8	野生動物対策課
北海道野生動物保護管理指針	H8.10	—	野生動物対策課
北海道アライグマ対策基本方針	H15.3 (H21.2)	—	野生動物対策課
北海道アライグマ防除実施計画	R3.3 (R6.4)	R4～R13	野生動物対策課
北海道エゾシカ管理計画 (第6期)	R4.3	R4～R8	野生動物対策課
第11次北海道交通安全計画	R3.7	R3～R7	道民生活課
北海道暴走族の根絶等に関する施策の総合的な推進を図るための基本方針	H16.1	—	道民生活課

計画の名称	策定年月 (一部改正)	計画期間 (年度)	所管課
北海道飲酒運転の根絶等に関する条例に基づく基本方針	H28. 6	—	道民生活課
北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり指針	H17. 10 (H27. 4)	—	道民生活課
北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進方策	H18. 3 (R6. 3)	—	道民生活課
第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画	R3. 3	R3~R7	道民生活課
第二次北海道再犯防止推進計画	R6. 3	R6~R10	道民生活課
北海道人権施策推進基本方針	R3. 7	—	道民生活課
NPOへの業務委託推進方針	H15. 11 (R元. 7)	—	道民生活課
第3次北海道男女平等参画基本計画	H30. 3	H30~R9	道民生活課
第3次北海道消費生活基本計画	R2. 3	R2~R6	消費者安全課
北海道文化振興指針	H6. 8 (R5. 3)	—	文化振興課
第3期北海道スポーツ推進計画	R5. 3	R5~R9	スポーツ振興課
北海道アイヌ政策推進方策	R3. 3	R3~R7	アイヌ政策課

(3) 多様な政策手法の活用（環境生活部関連）

道では、財政健全化に向けて行財政改革の推進を図る一方、直面する緊急課題や多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応し政策展開を図るため、限られた予算の中で選択と集中を徹底することはもとより、予算事業だけではなく、様々な政策手法を活用していくこととしています。

このため、包括連携協定・タイアップ事業といった協働活動やふるさと納税をはじめとする資金面での支援など、幅広い手法による官民連携の取組を推進するとともに、特別な予算を使わずに、様々な行政課題の解決や道民の皆様へのサービス向上を図ろうとする取組を実施しています。

①令和6年度 民間資金活用事業一覧

民間企業との連携により地域課題の解決を図ることを目的に令和元年度にスタートした「ほっかいどう応援団会議」のネットワークを活かしながら、企業版ふるさと納税をはじめとする寄附などの民間資金を活用した取組を推進しています。

全庁分 R6予算額 89.2億円〔うち民間資金活用予定額12.7億円〕
 (R5予算額 176.9億円〔 " " 13.8億円〕)

<民間資金活用事業> ※環境生活部関連

(単位：千円)

施策名	施策の概要	R6予算額 〔うち民間資金〕
スポーツの振興	スポーツを通じた持続可能な社会の実現に向けて、スポーツ参加機運醸成イベントの開催や総合型地域スポーツクラブの設置を促進する。 【スポーツをする・みる・ささえる促進事業費】	18,654 〔 3,477 〕
野生生物等の適正な管理	R5に完成した北海道動物愛護センター（道央地区）を運営するとともに、道南・道北・道東地区においては、動物愛護団体など関係機関と連携のもと、犬猫の引取と譲渡等の業務を委託する。 【動物愛護管理推進費（動物愛護センター運営費）】	52,650 〔 7,070 〕

②民間企業等との協働

(令和6年度(2024年)予定を含む)

◆包括連携協定に基づく連携事業

所管課	概要	サッポログループ	雪印グループ	(株)セコマ	(株)ローソン	㈱セイブ 及(株)イトーヨーカ堂 ほろ	生活協同組合コープさつ	(株)ファミリーマート	イオン(株)	日本ハム(株)	(株)三省堂書店	(株)AIR DO	(株)ジェーシービー	明和地所(株)	北海道コカ・コーラボ リング(株)	(株)NTT東日本-北海道	(株)北洋銀行	(株)北海道銀行	学校法人酪農学園	日本航空(株)	第一生命保険	東日本高速道路(株)	ANAホールディングス (株)	北翔大学・北翔大学短期 大学部	サツドラホールディング ス(株)	東京農業大学	日本郵便	(株)レバンガ北海道	損害保険ジャパン(株)	佐川急便(株)	ヤマト運輸(株)	キリングループ	ヤマハ(株)	学校法人札幌大学	(株)コンサドール	エア・ウォーター(株)	北海道労働金庫					
循環型社会推進課	北海道の豊かな自然環境の保全への協力(北海道e-水プロジェクトの実施)														★																											
	環境保全への取組に関すること																																					★				
自然環境課	「世界自然遺産・知床の日」PRへの協力			★							★																		★													
	知床関係書籍コーナーの設置										★																															
	タンチョウなどの希少種保護など生物多様性保全への協力																			★																						
野生動物対策課	エゾシカ肉の消費拡大PRへの協力					★			★															★																		
	エゾシカ病理検査																				★																					
	エゾシカの捕獲推進のための職員研修への協力																				★																					
	野生鳥獣の保護及び管理の推進																											★														
道民生活課	「子どもの安全を見守る運動への協力」	★	★	★	★	★	★	★																					★													
	飲酒運転根絶への協力	★																											★		★	★			★				★	★		
	交通安全普及啓発への協力	★				★			★																					★												
	「あいさつ・みまもり・たすけあい運動」への参画					★																																				
	「安全・安心どさんご運動」の推進						★		★	★					★	★											★			★	★									★		
	子どもの安全・安心における取組				★											★	★																									
	女性の活躍推進に係るセミナーの共同開催																						★																			
	市民活動団体等との連携を通じた地域社会への貢献活動																																									★
振興文化課	音楽文化普及への取組に関すること																																								★	
スポーツ振興課	障がい者スポーツ支援																	★		★						★																
	子どもたちのスポーツ支援									★							★														★									★		
	児童青少年の教育、スポーツ観戦・応援の気運醸成																																									
	「スポーツチャレンジ教室」の開催									★																				★										★		
政策課	アイヌ文化の振興	★							★			★	★		★	★		★	★		★		★	★						★								★				

◆ 民間企業等とのタイアップ事業

事業名	提案企業等	概要
こども環境情報紙「エコチル」を活用した環境情報発信等の展開 【環境政策課】	(株)アドバコム	エコチル「北海道版」を活用した環境情報の発信、(株)アドバコムや道が開催等する環境関連イベントでの連携
廃棄物の不法投棄等の撲滅に関する協定 【循環型社会推進課】	北海道電力(株) 北海道農業協同組合中央会 北海道森林組合連合会 北海道漁業協同組合連合会 (公社)北海道トラック協会 (一社)北海道建設業協会 N T T北海道グループ(54社) 北海道電力ネットワーク(株)	[事業者の役割] 職員等への啓発や不法投棄等発見時の道への情報提供 [北海道の役割] 職員に対する環境教育への支援・協力や啓発物の作成・配布など
「ごみの散乱防止などに関するポスター及び標語」への特別賞の付与及び賞状・副賞の提供 【循環型社会推進課】	(公社)北海道地域活動振興協会 (公社)食品容器環境美化協会 日本たばこ産業(株)北海道支社 北海道たばこ販売協同組合連合会 (公社)北海道産業廃棄物協会	ごみの散乱防止や不法投棄防止、環境美化に関するポスター及び標語を募集し、表彰や展示を行うことにより、北海道の環境を保全することへの理解と関心を深め、普及啓発に役立てる。
「北海道 e-水(イーミズ)プロジェクト」水環境の保全に関する(公財)北海道環境財団への寄付 【循環型社会推進課】	北海道コカ・コーラボトリング(株)	道内で販売されているい・ろ・は・すの売り上げの一部の寄付を受け、道内の水辺において環境保全活動を行う団体への支援や活動の輪を広げるためのフォーラムを開催する。
「鶴の恩返しキャンペーン」知床世界自然遺産の保全に関する(公財)知床財団への寄付及び道内ラムサール条約湿地の保全に関する(公財)北海道環境財団への寄付 【自然環境課】	アサヒビール(株)	対象商品の売り上げの一部の寄付を受け知床世界自然遺産の保全に関わる普及啓発事業及び道内ラムサール条約湿地の保全に関わる普及啓発・環境教育事業を実施する。
北海道の生物多様性に係る覚書 【自然環境課】	(株)北洋銀行	道内企業が発行する「SDGs(生物多様性)私募債」の引受額の一部を寄附にあて、北海道及び札幌市の「生物多様性地域戦略」の取組に活用する。
自転車の安全利用の促進に関する連携協定 【道民生活課】	(一社)日本損害保険協会 北海道支部委員会	自転車の安全利用にかかる交通安全の取組や自転車保険加入促進等に関する各種事業の実施
道内のスポーツ振興に係る協働の取組 【スポーツ振興課】	(株)アールビーズ	ランニング・ウォーキングイベントやスポーツ教室などの開催に連携し、道民の体力向上や健康増進等を促進
「スポーツ王国北海道」の実現に向けた連携・協力 【スポーツ振興課】	北海道オール・オリンピアンズ	スポーツ教室などのスポーツ振興や競技力向上に関する取組に連携・協力
アイヌ文化の振興及び普及啓発活動に関する(公財)アイヌ民族文化財団への寄付 【アイヌ政策課】	北海道キヨスク(株)	道内で販売されているミネラルウォーターの売り上げの一部の寄付を受け、アイヌ文化の振興及び普及啓発に関する活動等に役立てる。

③庁内資源・機能の有効活用（非予算事業）

道庁が有する人材や施設などの「資源」、情報発信やネットワークといった「機能」を有効に活用し、特別な予算を使わずに、様々な行政課題の解決や道民の皆様へのサービス向上を図ろうとする取組を実施しています。

事業名	概要
北海道フロンティアキッズ育成事業 【環境政策課】	道内企業等の支援を受け、公益財団法人北海道環境財団と共同で、持続可能な地域づくりを進める若い人材を育成するため、小学校5,6年生を対象に、SDGsの視点を活用した環境教育を行う。
「道民環境の日」を中心とした環境行動促進事業 【環境政策課】	「北海道環境宣言」で提唱した環境行動が、道民や事業者等において、より一層促進されるよう、「道民環境の日」を中心に関係団体等を通じて各方面に環境関連イベントへの参加や環境に配慮した行動の実践を呼びかけ、全道的な取組となるよう促す。
フェイスブックを活用した女性活躍のための情報交流 【道民生活課】	Facebookのグループ機能を活用し、サイト利用者同士が意見や情報を交換する交流の場「北の女性★元気・活躍・交流「ひろば HIROBA」」を開設。団体・個人を問わずグループに参加いただき情報を発信。イベントやセミナーへの参加呼びかけや、コメント欄を活用した意見交換など相互交流を実施。
「安全・安心どさんこ運動」 【道民生活課】	平成20年に官民会議で採択された、「人・地域・社会の絆」を深め、地域コミュニティの力を高めていくことによって、道民が心豊かに安全で安心して暮らすことのできる北海道を築いていくための道民運動。道内各地で啓発ポスター・ステッカーを貼った事業所や車両を広げている。 <重点取組事項> ① 子どもの安全を見守る運動 子どもを見守り、注意を促すとともに、危険な状況にある場面を見かけた際は保護し、警察に通報するなどして、子どもの安全を守る。 ② あいさつ・みまもり・たすけあい運動 いつでも、どこでも、誰にでもできる「あいさつ・みまもり・たすけあい」を通じ、人や地域、社会の絆を強め、希薄化しているコミュニティ機能の向上を図り、犯罪のない地域づくりを目指す。
交通安全シルバーアドバイザーの店推進事業 【道民生活課】	増加する高齢者の交通事故に対処するため、高齢者が利用する機会が多い店舗・事業所等を「交通安全シルバーアドバイザーの店」として登録し、店主や従業員から高齢者へ交通安全に関するアドバイスや声かけを行う。
男女平等参画情報BOX 【道民生活課】	道内外の男女平等参画関連のイベント等の情報を収集し、ホームページ上に公開し、男女平等参画に関して、道民への情報提供を行う。
男女平等参画に向けた啓発活動 【道民生活課】	内閣府が提唱する「男女共同参画週間」（毎年6月）及び「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月）に合わせ、啓発活動を行う。
北海道人権配慮企業登録・紹介制度 【道民生活課】	人権に配慮した取組を行っている道内企業等を、道が募集・登録・紹介することを通じて、企業等の社会的価値を見える化し、人権への十分な配慮が企業等の評価や信頼性を高めることへの理解を広げることによって、企業等の人権配慮に関する取組の実施を促進する。
ウポポイ官民応援ネットワーク 【アイヌ政策課】	官民が一体となって、ウポポイへの誘客促進を進めるとともに、道内各地のアイヌ文化を食・観光等の地域の多様な魅力とつなぐことにより、アイヌ文化の創造発展と道内経済の活性化・地域創生の好循環を図る。



北海道動物愛護センター

あいにきた

令和6年度（2024年度）
環境生活行政の施策概要

令和6年（2024年）4月発行

発行 北海道環境生活部

編集 北海道環境生活部総務課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL（代表）011-231-4111（内線 24-118）

（直通）011-204-5183

FAX 011-232-4107